

政府間財政関係と財政責任

(韓国経済システム研究シリーズ No.17)

横浜市立大学 鞠 重鎬

2010 年 2 月

環日本海経済研究所
(ERINA)

政府間財政関係と財政責任

鞠 重鎬（横浜市立大学 国際総合科学部 教授）

<目次>

- I. はじめに
- II. 地方財政会計と財政調整制度
- III. 地方歳入構造と税外収入の実態
- IV. コスト意識の問題と移転財源
- V. ソフトな予算制約の問題
- VI. おわりに

<要旨>

本稿では、まず、韓国の地方歳入のうち、高い割合を占める税外収入の大半が、見せかけであることを究明し、その見せかけの税外収入のほとんどが、移転財源と深い関係にあることを指摘する。さらに、韓国の地方財政においても、税外収入や移転財源の運営方式に絡んで、ソフトな予算制約の問題が起こっていることを指摘する。本稿はこのような財政の裁量性をソフトな予算制約の問題として取り上げ、政府間財政関係や地方財政における資源配分の非効率性問題を指摘するとともに、その解決策についても議論する。地方予算のソフト化問題を解消するには、逆に地方予算をハード化すれば良い。そのハード化のための政策手段としては、財政権限付与と財政責任所在の明確化があげられる。ソフトな予算制約と絡んで財政責任の問題を具体的に指摘したことに、本稿の意義があると言える。

I. はじめに

韓国では、1991年住民の直接選挙によって自治体の議員を選出し始めた。その後、1995年6月27日、住民の直接選挙によって、広域自治体の長と議員、そして基礎自治体の長と議員、という4種類の選挙が同時に行われ、住民の選挙による住民自治が本格的に始まった。このように選挙制度からすると、韓国は住民自治が達成されていると言えるが、果し

て財政面での自治はどうなっているだろうか。本稿では、1995 年実施された地方自治以降、韓国の政府間財政関係と絡んだ財政責任問題を中心に取り上げる。

Oates(2005)は、分権化定理や Tiebout の足による投票などの概念を用いた伝統的な地方財政理論を第一世代理論(a first generation theory)と言い、その経済的意義をまとめている¹。しかし、分権化定理や足による投票が有効に働くのは、住民が限界的な財政責任(すなわち、追加的な財政需要に対し、地方税の負担によって財源調達すること)が前提となっているときである²。地方自治が実施された後、韓国ではこのような限界的な財政責任に沿った地方財政の運営が行われたのではなく、コスト意識の薄い移転財源(地方交付税や国庫補助金)による財源調達が目立ってきたと言える。

移転財源をどのように配分するかは、移転財源の特性、ある事業の効果・外部性の問題や情報の非対称性の存在などを勘案し決めるべきであろう³。韓国の場合、1997 年経済危機が起きたとき地方への国庫補助金を大幅に増やしたが、経済危機を乗り越えた後も、国庫補助金を増やし続けてきた経緯がある。このような移転財源に頼ってきたことも財政責任と深く係わっている。

赤井他(2003)に述べてあるように、地方の財政責任を伴わない財源移転による地域経済政策は、限界が大きい。なぜなら、その財源に対する費用意識が希薄であるからである。Goodspeed(2002)も地方政府への事後的な支援(bailouts)が、地方の規律弛緩を容認した状態での予算配分を行う政策、つまりソフトな予算制約 (soft budget constraint)をもたらすと指摘する。Goodspeed(2002)は、このようなソフトな予算制約が地方の借入れ行動と絡んでおり、その借入れの一部は、租税負担の増加を通じて地方が支払わなければならないが、地方の借入れに伴う機会費用を下げ地方の支出が増加しがちである、という理論モデルを提供している。

韓国地方行政研究院(1999、p.418)では、財源調整が必要とする理由について、最低限の公共サービスの供給保証⁴、ある地域の公共サービスの効果が他の地域にまで及ぶ外部効果への考慮、自治体の歳出と歳入との不均衡解消、地域間の財政力縮小の必要性などをあげることができる。韓国の政府間財政調整(移転)制度においては、このような移転財源の趣旨が守られ、その支出が行われたとは言い難い。これらの移転財源の趣旨が守られてきたとするならば、地方自治以前と以後において移転財源の働きがそれ程格段に変わらな

¹これに対し、情報経済学や産業組織論などの応用ミクロ経済学の概念を用いた地方財政理論を第2世代理論(a second generation theory)と言う

²佐藤(2009、pp.264-271)では、ソフトな予算制約問題と絡んだ限界的な財政責任について議論する。

³政府間財政関係に係わる議論では、国と地方との情報の非対称性を用いた分析も注目されている。例えば、Huber and Runkel(2006)は、地方政府が非効率をもたらす次善の状況において、定額補助金よりも包括補助金とした方が望ましいことを示している。

⁴Inman and Rubinfeld(1996)は、自治体運営のために必要な最低限の経費は、交付税として中央政府が支援するが(交付税の安定性を優先)、それ以上の支出は自体収入で賄うべきであるという。

いはずである。上記の財政調整を必要とする理由が、地方自治の実施によって、急に変わるとは言い難いからである。しかし、韓国では地方自治実施以降に、地方財政調整制度のルールが激しく変わっている。たとえば、1983年から1999年まで、内国税(関税と目的税を除く国税)収入の13.27%として決められていた交付率が、地方自治実施後の2000年から頻繁に上げられ、事後的に地方の財源保障をきたした。地方教育財政交付金や国庫補助金においても、地方自治実施後には地方の事後的な財源保障として運営されてきたと言える。

韓国政府の公式発表の統計を見ると、税外収入という項目が地方歳入に占める割合が非常に高く現れる。本稿では、この税外収入の割合が見せかけであることを究明し、税外収入の大半が移転財源と深い関係にあることを指摘する。さらに、韓国の地方財政においても、税外収入や移転財源の運営方式に絡んで、ソフトな予算制約の問題が起こっていることを指摘する。本稿はこのような財政の裁量性をソフトな予算制約の問題として取り上げ、政府間財政関係や地方財政における資源配分の非効率性問題を指摘するとともに、その解決策についても議論している。ソフトな予算制約と絡んで財政責任の問題を具体的に指摘したこと、本稿の意義があるのではないかと考えられる。

本稿の第2節では、韓国の地方財政会計と財政調整制度の大枠を説明し、第3節では、地方歳入構造の特徴や、税外収入の実態について考察する。第4節では、地方財政の運営について述べた後、移転財源に係わるコスト意識の問題と財政力の平準化に関する分析を行う。第5節では、韓国の地方財政におけるソフトな予算制約の問題を取り上げる。最後の第6節はまとめである。

II. 地方財政会計と財政調整制度

韓国の場合、国の一般会計歳出の機能別(目的別)項目は、防衛費、教育費、社会開発、経済開発、地方財政交付金、債務償還と分類している。その財源となる国税収入は、所得税・法人税・付加価値税などの一般税目と、教育税・交通税・農漁村特別税などの目的税、及び関税からなる⁵。韓国の国税庁が発刊する『国税統計年報』(2008)によると、国税に占める割合は、所得税が25.4%、法人所得税が23.1%、付加価値税が26.7%であり、この3税の割合が75.2%を占める(2007年)。内国税(関税や目的税を除いた国税)

⁵教育税の目的、課税標準、税率については後述する。交通税(現在は、交通・エネルギー・環境税)とは、道路及び都市鉄道など社会間接資本の拡充、エネルギー、及び環境対策に必要な財源を確保するために、揮発油と軽油を課税対象とする税である。また、農漁村特別税は、農漁村の競争力強化のための投資財源調達を目的であり、租税減免額、証券取引額、取得税額に上乗せして課する附加税(surtax)となっている。

や目的税などの国税収入は、地方への移転財源と密接に係わっている。

政府間財政関係を理解するには、韓国の地方財政運用について触れることが役立つ。韓国の地方財政会計は、一般会計、公企業特別会計、及びその他特別会計からなるが、これらの会計には、地方教育財政が含まれていない。韓国の地方教育財政は、地方教育以外の地方財政(これを「一般地方財政」と呼ぶことにする)とは独立に、地方教育費特別会計として運営される。地方教育財政は教育部（正式には、教育科学技術部。文部科学省に相当）が主務官庁となっており、広域自治団体レベルでの教育委員会が、一般地方行政機構とは分離した形で、財政を含む全ての機能を担当する。地方教育費特別会計を除いた一般地方財政の総括は、行政安全部（総務省に相当）の所管である。その結果、一般地方財政会計と地方教育費特別会計の内訳は、互いに別々にまとめられているのが現状である。韓国の地方財政、主な移転財源を会計別に示すと、表1の通りである。

表1 韓国の地方財政会計と主な移転財源

		会計別	主な移転財源
韓国の 地方財政 ¹⁾	一般地方財政	一般会計	地方交付税、国庫補助金
		地方公企業特別会計	国庫補助金 ²⁾
		その他特別会計	国庫補助金
	地方教育財政	地方教育費特別会計	地方教育財政交付金、国庫支援金

注：1. 一般地方財政は行政安全部(総務省に相当)が総括している反面、地方教育財政は教育科学技術部（簡単に、教育部と言われる。文部科学省に相当）の管轄の下、地方教育費特別会計として、一般地方財政とは独立に運営される。

2. 国庫補助金への依存度は他の地方会計より低く、地方債への依存度は他の会計に比べ高い。

出所：筆者作成

地方財政調整制度としては、一般地方財政における地方交付税と国庫補助金に加え、地方教育特別会計における地方教育財政交付金と国庫支援金がある。地方教育財政が一般地方財政とは独立に運営されているため、両財政の財政調整も独立に行われる。地方教育財政の場合、一般の地方財政よりも国への依存度がはるかに高い。

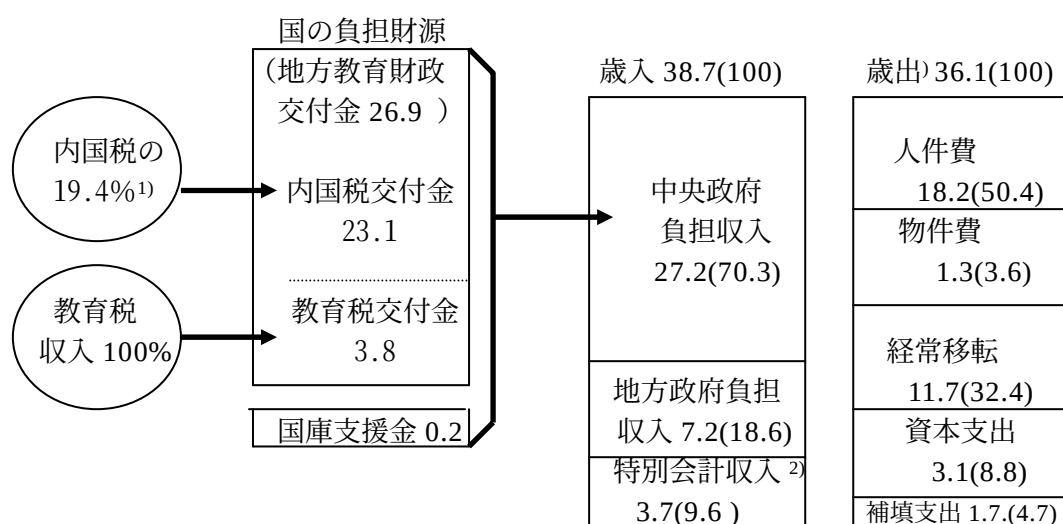
まず、一般地方財政における財政調整制度として、地方交付税と国庫補助金について紹介しよう。地方交付税とは、地方自治体の基本需要に充てるために、その用途を特定せず、地方の一般財源として中央政府から地方政府へ配分される移転プログラムである。地方交付税は、基本的な行政需要への財源保証と地域間の財政均等化に重要な役割を担っており、その財源は内国税収入の19.24%である。ここで内国税収入とは、国税収入のうち目的税や関税を除いた所得税・法人税・付加価値税などの国税収入を言う。内国税収入が地方交付税配分の基準であるため、目的税や関税などは交付税算出の対象から除外される。地方交付税の交付には、基準財政需要額と基準財政収入額との差額、すなわち財源不足額

を基準として、各地方公共団体に配分される⁶。その配分を受ける地方公共団体は、広域市・道などの広域自治団体、市・郡などの基礎自治体である。また、国庫補助金は、中央政府が特定事業の実施を地方公共団体に義務付けたり奨励したりする場合に、その執行に必要な経費の一部または全部を補助するために支出するものである。

次に、地方教育財政の財源移転システムの仕組みは、一般地方財政のそれに倣っている。地方教育財政における財源調整制度の名前も、地方教育財政交付金、国庫支援金である。地方教育財政における政府間財政関係を図示したのが図1である。

図1 地方教育財政（地方教育費特別会計）における政府間財政関係(2007 年)

単位：兆円(%)



注：1) 2010 年からは、内国税税額の 20.0%である。

2) 財産収入、入学金・授業料収入、使用料・手数料収入、繰越金、及び地方教育債が含まれる。

出所：行政安全部(2008)『地方財政年鑑』。

図1に見るように、地方教育費特別会計の場合、中央政府への依存度は非常に高く、同特別会計の歳入に占める依存財源(国の負担財源)の割合は、70.3%にのぼる(2007 年)。そのほとんどが地方教育財政交付金である。地方教育財政交付金は、内国税交付金と教育税交付金からなる。内国税交付金は、教育財政における支出目的を特定せずに、教育関連サービスを提供するための財源保証、教育財政の均等化、および標準教育サービスの需要に充てるために使われる。その財源は内国税の 19.4%（2010 年からは 20.0%）となされ、地方教育財政（地方教育費特別会計）の中で、最も重要な収入源である。地方教育財政交付金は地方交付税と異なり、市道という広域団体を基準に（つまり、市道の教育自治団体に限られ）、その配分が行われる。

⁶韓国にも特定の国税収入の全部や一部をその財源とし、道路整備事業などを推進することによって地域の均衡発展を図るために配分した地方譲与金制度があったが、2005 年より廃止された。

一方、教育税交付金は 2004 年まで地方教育譲与金という名前で交付されたが、2005 年より地方教育財政交付金の教育税交付金として編入されたものである。その財源は目的税の一つである教育税税収の全額の繰入れからなる。教育税は、2000 年まで一定の国税と地方税の税額が教育税の課税標準であったが、2001 年 1 月より、国税分の教育税を教育税(国税)に、地方税分の教育税を地方教育税に分離した。国税教育税の課税標準は、金融・保険業者の収益金額の 0.5%、特別消費税の 30%、交通税額の 15% (2005 年まで限定)、酒税額の 10% (酒税率が 70%以上の酒類は 30%) となっている⁷。

教育補助金である国庫支援金は、一般地方財政における国庫補助金のように、中央政府と地方公共団体が利害関係を持つ事業を対象に、その用途を特定し支給する依存財源である。

Ⅲ. 地方歳入構造と税外収入の実態

1. 地方歳入構造と移転財源

韓国の地方歳入は、地方税や税外収入などの自主財源、国からの移転財源、及び地方債からなる。表 2 は、一般地方財政会計の歳入について、地方自治実施以降を対象に、その推移を示したものである（地方教育財政特別会計は除く）。

表 2 地方歳入構造の推移 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
地方税	27.6	26.6	24.8	25.4	26.4	28.3	28.6	26.9	27.1	28.0	29.5	28.7
税外収入	43.8	44.8	42.5	40.7	40.9	38.3	38.3	43.3	44.8	40.4	37.0	37.4
交付税	14.4	14.2	14.8	13.4	15.8	18.1	15.1	15.8	14.6	15.6	15.6	16.6
補助金	7.8	8.0	6.7	13.2	12.8	11.9	14.7	11.6	10.7	13.2	15.1	14.7
地方債	6.4	6.4	6.7	7.2	4.2	3.4	3.4	2.3	2.8	2.8	2.8	2.5
合計(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
(兆円)	63.1	69.6	69.1	73.1	77.2	94.0	110.5	122.7	125.8	128.4	139.8	151.8

注：1. 一般会計、地方公企業特別会計、及びその他特別会計を含む地方歳入の決算純計規模である。

2. 2004 年までの交付税は、地方交付税と地方剰余金を合計したものである。

出所：行政安全部（各年）『地方財政年鑑』。

⁷地方教育税の場合、地方税であった登録税、競走・馬券税(レジー税)、住民税均等割、財産税、自動車税、タバコ消費税、及び総合土地税の税額の一定パーセントを課税対象としている。

表 2 に見るように、一般地方財政の歳入は地方税は 28.7%、税外収入は 37.4%、地方交付税 16.6%、国庫補助金 14.7%、そして地方債収入は 2.5%となっている（2007 年）。このように地方税の割合が低く、70%以上の地方財源を中央からの移転財源（地方交付税と国庫補助金）や税外収入に依存する仕組みである。ここで税外収入の割合が高い理由は、後述するように、韓国の税外収入には、本来の税外収入とは言い難い多額の繰越金が含まれているからである。すなわち、手数料、使用料などの本来の税外収入の割合は非常に低いのがその実態である。

時系列の歳入構成を見ると、一般地方財政歳入に占める地方税の場合、1996 年 27.6%から、1997 年末に起きた経済（金融）危機の影響もあって 1998 年には 24.8%に下がっており、回復の軌道に乗った 2000 年には 26.4%に上昇する。その後、地方税の割合は若干上昇するが、2007 年にも 28.7%に留まっている。これに対し、地方財政歳入に占める移転収入（地方交付税＋国庫補助金）の割合は、1996 年 22.2%から 1998 年 26.0%に上昇する。特に、地方財政歳入に占める補助金の割合が 1996 年 7.8%から 1999 年 13.2%に急に上昇する。これは 1997 年末に起きた経済危機の影響である。また 1990 年代後半は地方債の割合も 6-7%台で、その後の割合よりも相対的に高い。以上のことは、韓国が経済（金融）危機による地方財政の不安定性を、国の補助金と地方債を用いて対処したことを意味する。

表 2 に見るように、地方自治が実施されてから、地方税の割合はそれほど上昇しなかった反面、地方交付税と国庫補助金を合わせた移転財源の割合は、1996 年 22.2%から 2007 年 31.4%へ大幅に上昇する。移転財源の場合、地方交付税は 1996 年 14.4%から 2007 年 16.6%へ 2.2 ポイント上昇するが、国庫補助金は 1996 年 7.8%から 2007 年 14.6%へ 6.9 ポイントも上昇する。。

しかし、韓国の地方自治体が実際に中央政府に政府から依存する移転財源は、表 2 に現れている値よりはるかに高いことに注意を要する。その主な理由は、移転財源の依存度の高い地方教育財政が勘案されていないことによる。既に述べたように（図 1 をも参照）、地方教育財政の国の負担財源への依存度は、70.3%にのぼっており（2007 年）、この地方教育財政までを勘案すると韓国の地方財政の国への依存度はさらに高くなる。

2. 税外収入の実態

基本的に韓国で税外収入というと、手数料や使用料、財産賃貸収入、利子収入だけではなく、地方税収入、移転収入、及び地方債収入を除いた全ての収入を意味し、非常に包括的な概念として使われる。韓国の税外収入は、経済的分類というよりも、自治体間の政策の連係を強化、一貫性のある政策樹立のために地方財政法 31 条に沿って分類しており、その区分と設定は、行政安全部の大臣が決めることになっている（安(1997)）。表 3 は、一

般地方財政を対象に、会計別に税外収入の構成項目の割合を計算したものである。

表3 会計別地方歳入構造と税外収入（純計、2007）

単位：％

	合計(純計)	一般会計	公企業特別会計	その他特別会計
1.地方税	28.7	36.8	-	-
2.税外収入	37.4	27.0	84.6	66.1
經常的税外収入	8.0	3.0	39.2	15.3
財産賃貸収入	0.2	0.2	0.1	0.9
使用料収入	3.2	0.6	24.0	3.7
手数料収入	0.6	0.7	0.2	0.3
事業場生産収入	2.6	0.3	12.8	9.0
徴収交付金収入	0.1	0.1	0.0	0.0
利子収入	1.2	1.0	2.1	1.4
臨時的税外収入	29.5	24.1	45.4	50.8
財産売却収入	1.1	0.9	0.6	2.7
純歳計余剰金	10.6	7.0	26.5	21.1
繰越金	13.2	13.9	9.1	12.2
転入金（繰入金）	0.2	0.2	0.1	0.1
預託金及び予受金	0.4	0.1	-	2.6
融資金元金収入	0.4	0.0	2.4	1.1
負担金	1.8	0.9	3.8	6.0
雑収入	1.1	0.8	0.8	3.5
過年度収入	0.6	0.3	2.2	1.4
3.地方交付税	16.6	21.3	-	-
4.国庫補助金	14.7	14.1	1.1	28.9
5.地方債	2.5	0.7	14.3	5.0
地方歳入 合計 %	100	100	100	100
10 億ウォン	151,756	118,243	14,614	18,900
(会計別規模(%))	(100)	(77.9)	(9.6)	(12.5)

出所：行政安全部『地方財政年鑑』2008。

韓国の税外収入は經常的税外収入と臨時的税外収入からなる。表3に見るように、韓国の『地方財政年鑑』に現われる經常的税外収入には、財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、事業場生産収入、徴収交付金収入、利子収入、及び事業収入が含まれる。一方、臨時的税外収入には、財産売却収入、純歳計余剰金、繰越金、転入金（繰入金）⁸、預託金及び予受金、融資金元金収入、負担金、雑収入、及び過年度収入が含まれる。經常的税外

⁸転入金（繰入金）は、会計間の資金のやり取りによる収入を意味し、同一自治体内の他の会計から転入される内部転入金と、他の自治体の会計から繰入れられる外部繰入金がある。

収入が通常使われる税外収入の概念に近く、地方歳入の 8.0%を占めるに過ぎないが、臨時的税外収入は 29.5%をも占める（2007 年）。この臨時的税外収入が異常に大きいことが韓国の税外収入の値が特に異常値となる原因となっている。

表 3 に見るように、何よりも韓国の税外収入を膨らませているものは、純歳計余剰金⁹と繰越金である。臨時的税外収入に含まれている純歳計余剰金と繰越金だけで、総地方歳入の 23.8%を占めている。ここでは純歳計余剰金と繰越金の合計を総繰越金と呼ぶことにする。この総繰越金は単年度の現象ではなく、毎年の会計に含められている。例えば、一般会計の税外収入に占める繰越金の割合を計算すると、2006 年 74.6%、2007 年 77.2%にのぼる。これは当該年度の歳入には、前年度からの総繰越金だけではなく、次年度へ繰越される繰越金が計上され、繰越金の 2 重計上が行われていることを意味する。要するに、韓国の歳入規模は純歳計余剰金と繰越金の大きさだけ膨らんでいると言えよう。

税外収入に占める総繰越金が非常に高い割合を占めることは¹⁰、逆に言うと、自治体が保有資産を運用して得られる財産賃貸収入や利子収入、公共施設の使用対価である使用料収入、及び自治体のサービス提供から得られる手数料収入など、本来の税外収入と言える項目の割合は高くないことを意味する。表 3 に見るように、2007 年財産賃貸収入と利子収入は、それぞれ 0.2%と 1.2%に過ぎないし、使用料収入と手数料収入は、それぞれ 3.2%と 0.6%に止まる。しかも、経常的税外収入のうち、最も大きい割合を占める使用料収入は、一般会計からの収入よりも公企業特別会計からの収入が多い。会計別の各歳入に占める税外収入の割合を計算すると（2007 年）、一般会計の場合 27.0%であるが、公企業特別会計は 84.6%、その他特別会計は 66.1%を占め、特別会計の方が一般会計よりも格段に高い。

IV. コスト意識の問題と移転財源

1. コスト意識の問題

韓国の『地方財政年鑑』には、歳出の項目を大きく五つに分けて分類し掲載している。その五つの分類項目は、一般行政費、社会開発費、経済開発費、民防衛費、支援及びその他である。その中でも、社会開発費（例えば、2007 年地方歳入の 50.4%）、経済開発費（同

⁹地方歳入の決算額が、その予算額よりも多くなることから生じる余剰金を純歳計余剰金という。

¹⁰毎年多額の繰越金が発生する主な理由としては、第一に、国(中央政府)からの移転財源が年度中や年度末近くに自治体へ移転されるため当該年度の未使用額が多いこと、第二に、継続事業費の繰越額が多いこと、第三に、当初計上した歳入推計額と実際額との差による余剰金（これが純歳計余剰金となる）が多いことが挙げられる。以上のような理由で、繰越金や純歳計余剰金が税外収入に多く含まれる結果、地方歳入に占める税外収入の規模は、実質の税外収入（利用料や手数料など）の規模よりも大幅に膨らむことになるのである。

29.1%)が主な支出項目である。社会開発費には、教育及び文化、保健及び生活環境改善、社会保障、住宅及び地域社会開発という項目が含まれる。また、経済開発費には、農水産開発、地域経済開発、国土資源保存開発、そして交通管理という項目が含まれる。これらの項目は、社会や経済開発のために、自治体の公共サービスを提供するという資源配分機能を重視している項目である。しかし、上記の支出の割合計算には地方教育費特別会計が含まれていない数値であることに注意を要する。地方教育への支出をも考慮すると、韓国の地方政府は、社会開発費と経済開発費に加え、教育費も主な支出項目となる。

1995年地方自治実施以降を時系列的に見ると、社会開発費は1996年36.5%から2007年50.4%に支出の割合が13.9%ポイントも上昇したのに対して、経済開発費は社会開発費とは逆に、1996年41.6%から2001年29.1%にその割合が12.5%ポイント下落している。

社会開発費の支出が相対的に上昇して来たことは、韓国が成熟社会へ向かっていくにつれ、生活環境改善や社会保障などの支出が増加していることを語っている。と同時に、経済開発費が下落し、社会開発費が上昇したのは地方自治の実施に伴う地方政治の影響があったとも解釈できる。地方自治の実施によって選挙で選出された自治体の代表者は、長期的な効果をもたらす経済開発よりは、その効果が可視的に現われる社会開発への支出を重視し、得票につながる方向へ支出を増大しようとする誘引を持つ。老人ホームの新築や貧しい階層への現物支給、奨学事業などの所得移転的な性格の強い可視的な支出を増加させることがその例である。地方自治の実施以降、社会開発への支出が増大したのは、このような政治的な理由に係わり、可視的な歳出を高めたことも重要な要因であろう。

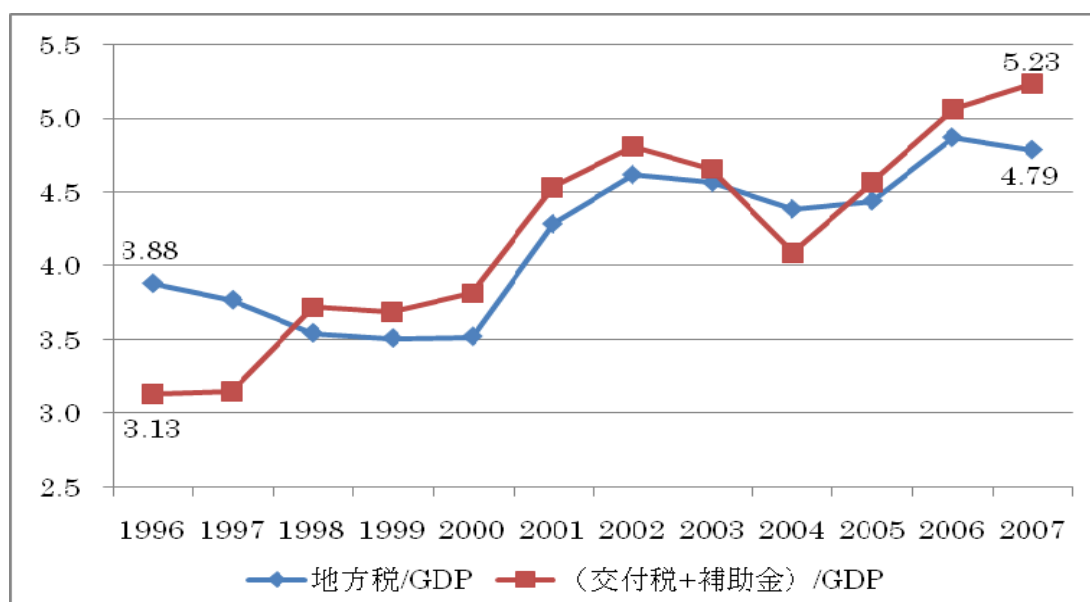
問題は、可視的な所得移転の増大が資本形成の減少をもたらし、長期的には当該地域を含む国全体へ損害を及ぼすことにある。所得移転政策を施すに当たっては、国からの移転財源が多い。自治体の代表者が国庫補助金を好み、地方税の徴税努力を怠るというモラル・ハザードを少なくするためには、その便益をもたらす自治体とその財源を負担する応益原則による政策実施が求められると言えよう。

第2節の議論からわかるように、韓国の地方財政の場合、莫大な規模の繰越金が臨時的税外収入の一項目となって次年度の税外収入に加えられるため、韓国の税外収入は歳入項目のうち最も高い割合を占める歪な形を見せている。このような地方歳入構造は外部からは見えにくく、まるで韓国の自主財源(地方税と税外収入)が高いという見せかけの原因ともなる。実際に、公式的な政府統計(たとえば、統計庁)では歳入に占める地方税と税外収入の合計の割合に基づいて自主財源の程度を計っている。しかし、自主財源の大きさを地方歳入の大きさを割って算出するそのような指標は、分母に莫大な規模の繰越金が虚数(なぜなら、毎年莫大な規模の繰越金が生じる仕組みであるため)として歳入に含まれており、また分子にもその繰越金が含まれているという意味で、実態とは違う自主財源の指標となりかねない。

自主財源の程度を示す指標としては、地方歳出に対比した地方税の割合、あるいは本

来の税外収入のみ（手数料と使用料など）を地方税に合わせた自主財源を地方歳出と対比した割合が、地方財政実態を正しく反映することになる。第3節で述べたように、本来の意味での使用料や手数料などの税外収入は小さい規模であることから地方歳出対比地方税の割合と、地方歳出対比移転財源（交付税と補助金の合計）の割合の計算を試みる。これらの割合の指標と GDP 対比地方税と移転財源（地方交付税と国庫補助金の合計の対 GDP 比）を用いて、地方自治実施以降における地方財政運営上のコスト意識について見てみよう。対 GDP 比を用いることは地方税や移転財源の変数と経済全体とを比較するためである。図2は1996年以降、GDP 対比地方税と移転財源（地方交付税と国庫補助金の合計の対 GDP 比）を示したものである

図2 地方税と移転財源（地方交付税+国庫補助金）の対 GDP 比の推移（%）



出所：行政安全部（各年）『地方財政年鑑』。 韓国銀行（<http://www.bok.or.kr/>）。

地方歳出に対比した移転財源の割合の計算結果によると、地方自治実施直後である1996年31.6%から2007年42.1%まで、およそ10ポイント近く上昇する。これに対し、地方歳出対比地方税の割合の計算結果では、1996年39.1%から2007年38.5%へとほとんどその変化が見られない。また参考に、総租税に占める地方税収の割合をみても、1996年21.1%から2007年21.2%へとほとんど変わっていない。また図2よりGDPに対比した割合の推移を見ると、地方税は1996年3.88%から2007年4.79%へと0.9ポイント上昇するが、移転財源は同期間中3.13%から5.23%へと2.1ポイントも増加し、地方移転財源の増加が目立つことが

わかる¹¹。このような結果より、地方自治実施後、地方財政需要の増加を地方税よりは、移転財源(地方交付税、国庫補助金)に頼ってきたことが読み取れる。

要するに、地方自治以降韓国では、地方における財政需要に対処する方法として、その財政需要を地方税によって拡充するという(限界的な)財政責任を重視するよりは、コスト意識の乏しい移転財源を用い、財政需要を満たしてきたと評価できよう。

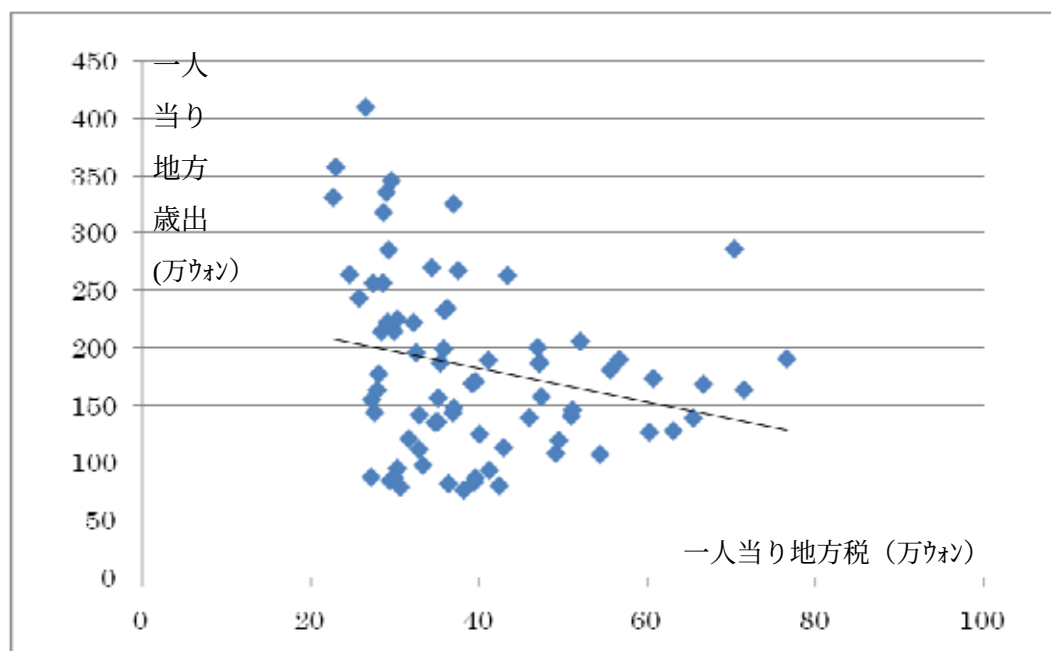
2. 移転財源と財政力の平準化

地方税の原則である応益原則に従うと、地方税の負担と地方公共サービスとが正の関係を持つことが望まれる。しかし、実際にはどうだろうか。以下では自治体間に地方税負担の格差が地方公共サービスの地域間格差とはどのような関係を見せるかについて考察する。韓国の地方自治体には、「特別市(ソウル)」、「広域市」(6 団体)、及び「道」(9 団体)という合計 16 の広域自治団体があり、「自治区」(特別市や広域市の中に位置し、69 団体)、「市・郡」(道の中に位置¹²し、市は 77 団体、郡は)という合計 232 の基礎自治団体がある。その中で最も一般的な自治体と言える市部を対象に、移転財源が財政格差に及ぼす効果を調べる。図 3 は、2007 年市郡部における一人当たり地方税と地方歳出との関係を図示したものである。

¹¹ 対 GDP で地方税の割合が 0.9 ポイント上昇したことは他の経済分野に比べ地方税もそれだけ増加したことを意味するが、対 GDP 比移転財源の割合が 2.1 ポイントも上昇したことは、それだけ地方歳出需要の増加を移転財源を通じて賄ってきたことを意味する。

¹² 一部の広域市にも郡がある。例えば、釜山(1)、大邱(1)、仁川(2)である。括弧の中は郡の数である。

図3 市部における一人当たり地方税と地方歳出との関係（財政力の逆転）



注：済州道は特別自治道として指定されているため、その中に含まれる済州市と西歸浦市を除いた75団体の市を対象にプロットしたものである（2007年）。

出所：行政安全部（各年）『地方財政年鑑』。 国家統計ポータル（<http://www.kosis.kr/>）。

韓国の場合、主に地方税と国からの移転財源によって賄われるため、地方税と地方歳出との関係を調べることは、移転財源の財政力への効果を把握するに役立つ。この両変数の関係を描いた図3を見ると、一人当たり地方税と一人当たり地方歳出との間には、負の関係が現われている。両変数の間の負の関係は、地方税の地域間格差が地方公共サービスの地域間格差とは類似でないことを表す。もし一人当たり地方税の負担が高い地域が、一人当たりの地方歳出も大きいとすれば、両変数間には正の関係として現われるはずである。

しかし、図3の結果を見ると両変数間にはそのような正の関係が現われていない。地方税と地方歳出との地域間格差が異なる原因は、財政力の乏しい地域に国からの財源移転が行われるからである。しかも負の関係が現われることは、財源力の逆転現象が起きていることを意味する。例えば、図3において一人当たり地方税収が最も低い地域は慶尚北道キョンサンブクトの聞慶市ムンギョンで、その値は22万7千ウォンであるが、一人当たり地方歳出は331万67千ウォンである。それに対し、一人当たり地方税収が最も高い地域は全羅南道チョルラナムドの光陽市グァンヤンでその値は76万6千ウォンであるが、一人当たり地方歳出は191万ウォンである。このように、一人当たり地方歳出額からすると、聞慶市が光陽市よりも高くなるという財政力の逆転現象が起きている。

地方歳出が、主に地方税と移転財源からなることからすると、このような財政力の逆転現象は、国が、発展の遅れた自治体に対して、歳出(経費)への財源保障機能を手厚く行

っていることを意味する。もちろん発展の遅れた地域の社会資本整備の低さ、住民の住居分散が激しいためにかかる高い福祉サービス費用を勘案すると、国から多額の移転財源が求められているとも言えよう。しかし、立場を代えれば、発展が進んだ地域では、公共サービスを提供するに、高い人件費や高い収用費用がかかることを考慮すると、必ずしも財政力に余裕があるとは言い難い側面もある。発展が遅れた地域が、一人当たり公共サービス(歳出)水準が高いことは、公平性の面からは正当化できるかも知れないが、効率性の面からすれば、非効率な公共サービス提供が、財政移転によって助長された可能性も否めない。

地方交付税などの移転財源は、財政調整機能と財源保障機能を併せ持つため、移転財源の効果を評価するに、厄介な問題を引き起こすことになる(佐藤(2009、p.301))。上述した地方税と地方歳出との逆転現象は、財源移転が行われた後一人当たりの地方歳出額(公共サービス)が、地方税の負担の少ない地域(発展の遅れた地域)に、より多く配分されたことを表す。その逆転現象について、財政調整が過剰に行われた、という批判的な立場をとることもできる。しかし、公共サービスを提供するための財源保障機能を強調する立場からすれば、図3のような逆転現象も十分起き得る結果でもある。

一般に、地方歳出から地方税負担を差し引いた値を財政余剰という。この財政余剰を測るとき、総額で測るか、それとも一人当たりの値で測るかも問題となる。公共財の場合、非排除性(公共財の負担をしなかったとしてもその消費から排除できないこと)、非競合性(共同消費)という性質があるからである。このような公共財の性質からすると、一人当たりの地方公共サービス(地方歳出)額をもってそれが過剰か過少かを判断することは望ましくない側面もある。また地方公共サービスであるため(すなわち、純粋公共財ではないため)、公共サービスの便益を測るには、混雑費用も考慮すべきであろう。

以上のように、移転財源には財政調整機能と財政保障機能があることや、非排除性・非競合性という公共財の性質を考慮すると、財政余剰による移転財源額の多寡を判断することは難しい¹³。韓国における移転財源に関する評価は、むしろその財政規律の弛緩から生じる事後的な財源保障の追認、というソフトな予算制約問題にあると考えられる。

¹³ Tiebout(1956)によると、住民の好みに合う公共サービスを提供する地域、または租税負担が少ない地域へ、住民が移住するという足による投票が行われる。これは、地方公共支出から租税負担を差し引いた財政余剰の高い地域に、人口が集中することを意味する。本文の図3の逆転現象は、一人当たりの額で測るとき、発展の遅れた地域に財政余剰が大きいことを表す。むしろ地方税負担の多い地域へ、人口が集中したことを考慮すると、財政余剰の測定においては、一人当たりの[地方歳出－地方税負担]を用いることが、それほど適していないことを示唆する。または公共サービスの非競合性(共同消費)などからの便益が働いているとも言えよう。

V. ソフトな予算制約の問題

伝統的な財政学では、国や地方の政策担当者が、地域住民の効用を最大化する、という慈悲深い政府行動を前提とする。その反面、公共選択論の立場では、政策担当者(政治家や官僚など)が、自己利益(得票の最大化や予算の最大化など)を追求する、という前提に立つ。このような政策担当者の行動に結果を社会全体の立場から見たときには、望ましくない結果がもたらされる。その例として、財政移転の弊害と絡んで言うと、首長や地方議員などが国の政策に働きかけ、移転財源を最大限獲得しようとすることがあげられる(レント・シーキング行動)。しかし、伝統的な財政学(公共経済学)の前提に立つとしても、政府間財政移転と関連し、ソフトな予算制約という厄介な問題が生じ得る。以下では、国と地方の間における政策実施上、時間整合性の問題から生じる予算のソフト化を取り上げる。

日本の場合、韓国に比べ地方債への依存度が高く、しかも実際の交付税額を決定する際、交付必要額と交付可能額との差、すなわち財源不足額を埋め合わせる地方財政対策(一般会計からの特別加算、交付税特別会計における借入れ、地方債発行)が取られている。赤井他(2003, pp.57-69)では、交付税の実態として、交付税額算定のフォーミュラは「客観的」ではなく(総務省の恣意性がある)、さらに一般補助金ではない(地方自治体の誘引を歪めている)状態にあり、交付税はマクロ的な総額決定およびミクロ的な地域間配分の両方において裁量的であるという¹⁴。このような措置が取られているため、地方予算は事後的にソフト化し(財政規律が立たず予算が裁量的に変動される)、非効率が生じるという。

ソフトな予算制約の下では、地方政府の過大支出、過大借入れ、また借入れによる非効率的な投資が行われやすい。Doi and Ihori(2007)では、日本の1970年代後半から2000年代前半を対象に、地方政府の事前的な過大支出や借入れが、中央政府の事後的な補助金増加をもたらす、というソフトな予算制約が、厚生水準に負の影響を及ぼすことを、理論的・実証的に示している。Doi and Ihori(2007)は、日本のケースにおいて、追加的な補助金(grants)の増加と関連し、地方政府の第1期の(事前的な)過大支出・過大借入れ行動が、(事後的に)中央政府の最適配分戦略を覆すとともに、第2期の地方公共財の量を減らす、というソフトな予算制約の問題を指摘している。

第3節で述べたように、韓国の地方歳入の構成を見ると、地方債収入への依存度は非常に低い。しかも政府の公式発表の統計を見ると、地方歳入に占める税外収入の割合が非常に高く現れる。このような韓国の地方財政においては、日本のようなソフトな予算制約の問題を想定することは難しい。果たして韓国ではソフトな予算制約の問題が起きていな

¹⁴赤井他(2003)は、マクロ的な総額決定における裁量として、地方財政対策を組むときと、地方財政計画における給与関係経費、一般行政経費、投資的経費を決めるときをあげている。ミクロ的な地域間配分における裁量とは、行政項目や単位費用、補正係数や特別交付税、および地方債の償還費用の調整において裁量が働くことを言う。

いだろうか。しかし、韓国においても上述した日本の既存研究のケースとは異なる形ではあるが、地方財政におけるソフトな予算制約の問題が生じていると言えよう。以下では、韓国における税外収入と移転財源との係わりや、ソフトな予算制約の問題について考える。

韓国の交付税においては、日本のような入口・出口のベースで調整するような措置は取られていないため、「隠れ借金」の問題も少なく、上述したように、地方債への依存度も低い。この状況からすると、韓国の場合、日本のように交付税の危機的な状況ではないと言える。具体的なモデルやデータによる分析に関しては Kook(2007)に委ねるが、たとえ韓国の地方債の発行が少ないとしても、地方政府は第2節で述べたような繰越金の仕組みを用いた形でのソフトな予算制約の問題が起きている。つまり、繰越金の一定部分を操作することによる地方支出の増大、という地方政府の事前的な行動に対し、中央政府が事後的に補助金（または地方交付税）を増加させ、地方支出を補ってきたとも言えよう。言い換えると、自治体による繰越金の操作も、ソフトな予算制約の問題を引き起す手段の一つとして働いたと考えられる。

地方予算のシフトかについてより具体的に述べよう。ある地方自治体が、医療や教育などの財政状況が厳しい、と国に強くアピールしたとしよう。公平性や効率性の観点から、国が医療サービスや教育サービスの低下を望ましくないと判断すると（たとえば、医療は貧しい人でも受けさせるという公平性の観点、教育は外部性による他地域へのスピール・オーバ(spillover effect)効果という効率性の観点)、国は地方への移転財源を増やそうとする。公共選択論的な立場から、地方の要求を受け入れないことが政治的な利益にならないと判断し（すなわち、地方の要求を拒むと得票に悪い影響を及ぼすと判断し）、財政移転を増やそうとするインセンティブが働く。政治的にも、財政移転は国が地方に財政的に配慮するということを地域住民に印象付けやすい。

しかし、ここで時間整合性(time consistency)が問題となる。すなわち、地方自治体がたとえ放漫な財政支出の結果、医療や教育財政が厳しくなったとしても、その支出は埋没(sunk)された費用となるため、財政移転を増やし、その自治体(または教育自治体)を救済することが、事後的な判断基準となる。もし自治体が国のこのような事後的な判断基準を、事前的に織り込むことになると、自治体は住民へ地方税負担を強いる政策による支出増大よりは、コスト意識の薄い移転財源の増大を要求しようとする誘因が働く。それによって自治体は、事前的に地方税増税などの自助努力しようとせず、コスト意識の低い移転財源をより多く獲得し支出しようとするモラル・ハザード行動を起こしやすくなる。このようなメカニズムの下で、地方自治実施以降韓国では、地方予算のシフト化(国による事後的な移転財源の補充)と地方のモラル・ハザードによる非効率的な地方歳出の増加が助長されたことも否定できないであろう。

特に地方教育財政の場合、限界的財政責任をほとんど伴わない独立した財政運営の結

果、その財政運営自体が聖域化された側面もある。それだけ地方教育予算のソフト化とモラル・ハザードの問題が引き起こっていると言えよう¹⁵。

最近韓国地方政府の交付税増加への要求は強くなっており、中央政府はその要求に応じ交付率を上昇させてきた。1995年韓国の地方自治が始まってから、わずか5年も経たない2000年には交付率が引上げられたこと（内国税の13.27%から15%へ）、その後19.13%（2005年より）、19.24%（2006年より）へ引上げられたこと、さらに地方教育財政交付金の交付率も従来の内国税の11.8%から2001年に13%へ、2006年に19.4%へ、2008年に20.0%へとその交付率が引上げられたことからすると、地方予算のソフト化が顕在化してきたと言えよう。

このように、地方予算のソフト化とは、国が裁量性を持って事後的に救済することを指す。上述した地方交付税や地方教育財政交付金の交付率の上昇、第3節で考察した地方自治以降の国庫補助金の増大は、韓国の地方政府が収入の枠内で支出を行ってきたのではなく、一般地方財政や地方教育財政の支出の実態に合わせ、移転財源(地方交付税、国庫補助金、地方教育財政交付金)が調整されてきたこと、すなわち地方予算がソフト化されてきたとして解釈できよう。

地方税が地方歳出規模に合わせ、その調整変数として調整されることを、限界的財政責任という。地方自治以降の韓国の地方財政運営はこの限界的財政責任の下で行われたのではなく、一般地方支出や地方教育支出の規模に合わせ、移転財源(交付税や補助金)が国の裁量性の下で、事後的に追認された形であったと言えよう。

地方財政において効率的な資源配分のためには、今後移転財源に係わるソフトな予算制約の問題に対処する必要がある。特に、韓国の場合地方税の拡充などを含む財政責任性が求められる。韓国は、1995年地方自治の実施以降、地方税の拡充を伴わない移転財源の増加が目立ってきた。その結果、地方のコスト(費用負担)意識を大きく低下させることになった。これはコスト意識の低下による非効率性の増加が、将来の租税負担を高くし、地域や国家経済発展の足かせになりかねないことを意味する。

VI. おわりに

ソフトな予算制約によって、当該自治体への財政規模の拡大をもたらすということは、

¹⁵ 佐藤(2001, p.85)では、1)中央政府を単一的意思決定主体として扱うのではなく、内部の権限は財務省(F)と支出省(E)との間で分割されている、2) F から E に対して予算配分がなされ、その予算の枠内で E は地方政府に補助金を給付する、という政府部門のガバナンスの下で、地方支出が事後的にソフト化するモデルを示している。ここでは紙幅の関係上モデルの紹介は省略するが、上記のガバナンスにおいて、F を韓国の企画財政部、E を教育部と置き換えれば、韓国のケースに当てはまるモデルとなる。

国税の増税か国の公共サービスの削減を通じ、その自治体に財源が流れることを意味する。あるいは国債発行による財源調達を意味する。すなわち、ソフトな予算制約によるツケは、現在の国民全体に及ぶか将来世帯への負担として回される。地方自治体実施以降、韓国では移転財源による資金調達が速いスピードで増大してきた。これは、コスト意識の弱い移転財源を用いることで、無駄または非効率的な支出を生み出しやすい環境を作ってきたことを意味する。つまり、財政運営に事前的なモラル・ハザードが放置され、放漫な支出を導きやすい環境を作り出してきたとも言えよう。佐藤(2009、p.267)でも指摘するように、地方予算のソフト化は、地域住民に自治体の財政を監視して規律づける誘因を阻害しかねない。

韓国では、1995 年地方自治実施以降、地方交付税や地方教育財政交付金の交付率を頻繁に引き上げ、または事後的な補助金の増大による地方財源の補充という裁量性が蔓延したまま、地方の財政責任(すなわち、地方税による財政資金調達)に対する追求が行われずに、地方歳出の拡大が進んできたと言える。これは、地方税の負担と地方歳出との乖離が大きく、しかもその支出権限と財政責任とのリンクが弱いまま地方分権が進行してきたことを意味する。

問題の重大性は、その解決策として財政責任を強化することが、それ程簡単ではないことにある。国が事前に地方に対し、事後的に救済しないと宣言(commitment)したとしても¹⁶、その宣言の信憑性があまりないからである。地方が放漫な財政運営をした後、国に対し、財政が厳しいから交付税や補助金を増やしてほしい、とアピールしたとしよう。国の事後的な立場からすると、その自治体のアピールを受け入れない選択は難しいため(すなわち、当該自治体が放漫な財政運営をした後は、その支出は既に埋没(sunk)されたため)、アピールを受け入れることになりやすい。自治体は、国が事後的に地方のアピールを受け入れることを自らの戦略に織り込んでいるかも知れない。

韓国では、1995 年以降、地方自治が進行して行くうちに、地方がこのような戦略を(暗黙的にまたは明示的に)身につけてきたとも言えよう。地方交付税や地方教育財政交付金の交付率引き上げも、1995 年地方自治実施以降すぐ実施されたのではなく、4-5 年経った時点で引き上げが始まった。その後頻繁に引き上げられてきたことは、その戦略を見につける期間が 4-5 年かかったという解釈もできよう。

韓国の場合、国債や地方債への依存度が低く、放漫な財政運営の問題が、今のところ、深刻な程に顕在化されていない。しかし、最近の動きのような財政運営が続くと、遠くないうちに問題の深刻さが顕在化すると予想される。国による事後的な財政保障、それを織り込んだ地方の事前的なモラル・ハザードという均衡は、簡単なゲーム理論のフレーム・

¹⁶ そもそも国がその宣言しようとする誘因も強くない。政治家などの政策担当者からすると、その宣言が得票につながらないと判断しがちであるからである。

ワークを用いても理論的に実現される均衡(subgame perfect equilibrium)である。もし国による事後的な財源保障措置がないとすれば、地方税による財源確保に取り組んだはずの自治体にとっても、国にアピールすれば事後的な財源保障がもらえるとわかっているのもので、移転財源による財源調達を選択することが、自治体の最適戦略となる。つまり、[事後的な財源保障、事前的なモラル・ハザード(放漫財政)]が均衡(nash equilibrium)として成り立つ。このようなソフトな予算制約の問題に関することは、日本の地方財政を対象とした佐藤(2001)や赤井他(2003)、中国の地方政府と公企業間を対象とした Quian and Roland(1998)の研究においても実証されたことである¹⁷。

地方予算のソフト化問題を解消するには、逆に地方予算をハード化すれば良いが、そのハード化をどのようにすればできるかが課題になる。その政策手段としては、財政権限付与と財政責任所在の明確化があげられる。

まず、財政権限付与は、自治体が自律的に自分の歳出削減や自律的課税権を行使できるようにすることを意味する。それは自治体が財政状況に対応できる環境を作るために必要な装置である。現在韓国では、一般地方財政において、地方歳出(公共サービス)に応じて負担してもらう、という応益原理を反映する地方税体系が確立していない(現行の地方税体系は取得・登録税などの取引資産課税が基幹税となっている)。また地方教育財政においては、国の移転財源に頼る聖域化された独立の財政運営が行われている。そのため、福祉や地域開発などの一般財政支出との間で、それぞれの緊急度を測った効率的な支出体制が整っていないのが現状である。

次に、財政責任所在の明確化は、国がどれ程財源保障するかを明確にし、それ以外には地方の責任にすることが、財政移転のルールとして定められることを意味する。国の介入の範囲が曖昧であると、財源不足の責任転嫁を国に押し付けかねない。地方への財源保障において、国の介入範囲が明確でないこともあって、地方の財政支援アピールに対し、国も政治的に拒みにくかった側面も強いと言えよう。そのため、交付税や補助金支出における事前ルール(たとえば、交付率の頻繁な引き上げ)を変えるという政策手段による予算ソフト化が引き起こってきたと考えられる。

今後、財政責任を果たすための重要な課題としては、応益原理を実現する地方税の構築、一般地方財政と地方教育財政とのリンク(たとえば、両財政の統合もその一つの方法であろう(鞠(1998))、移転財源の保障範囲の明確化とそのルールの遵守があげられよう。

¹⁷ Quian and Roland(1998)では、中国の場合、公企業が政府と密接な財政関係があると述べながら、分権化による地方政府間の競争行動が、公企業の非効率な運営を支えるという予算のソフト化が起きていると指摘する。かつ赤井他(2003)では日本の公的部門におけるソフトな予算制約問題を指摘する。

〔参考文献〕

＜日本語文献＞

- 鞠重鎬(2004) 『韓国の地方税－日韓比較に視点－』 創成社。
- 佐藤主光(2001) 「ソフトな予算制約と税源移譲の経済効果」 井堀利宏・岡田章・伴金美・福田真一(編) 『現代経済学の潮流 2001』 東洋経済新報社、pp.71-109.。
- 佐藤主光(2009) 『地方財政論入門』 ダイヤモンド社。
- 財務省(大蔵省)(各年度) 『財政金融統計月報』 (租税特集)。
- 赤井伸郎(2003) 「公的部門におけるソフトな予算制約問題」 伊藤秀史・小佐野広(編) 『インセンティブ設計の経済学－契約理論の応用分析－』 勁草書房。
- 赤井伸郎・佐藤主光・山下耕治(2003) 『地方交付税の経済学』 有斐閣。
- 総務省編(各年度) 『地方財政白書』 大蔵省印刷局。
- 日本国税庁(<http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei.htm>)。
- 木下康司編(2005) 『平成 17 年度 図説日本の財政』 東洋経済新報社。
- 総務省(自治省)編(各年度) 『地方財政白書』 大蔵省印刷局。

＜韓国語文献＞

- 安鐘錫(1997) 『地方税外収入の現況及び政策示唆』、韓国租税研究院。
- 鞠重鎬(1998) 『(韓国の)地方財政と教育財政の統合方策』、韓国租税研究院。
- 韓国地方行政研究院(1999) 『地方自治・行政 50 年史』。
- 国家統計ポータル (<http://www.kosis.kr/>)。
- 行政安全(自治)部(各年) 『地方財政年鑑』。
- 国税庁 (www.nts.go.kr/)。
- 韓国銀行 (<http://www.bok.or.kr/>)。

＜英語文献＞

- Doi, Takero and Toshihiro Ihori (2007), “Soft Budget Constraints and Local Expenditures: Japan’s Case”, [mimeo].
- Goodspeed, Timothy J. (2002), “Bailouts in a Federation”, *International Tax and Public Finance*, Vol.9, No.4, pp.409-421.
- Huber, Bernd and Marco Runkel(2006), “Optimal Design of Intergovernmental Grants Under Asymmetric Information”, *International Tax and Public Finance*, Vol.13, No.1, pp.25-41.
- Inman, R.P., and D.L. Rubinfeld (1996) “Designing Tax Policy in Federalist Economics: An Overview,” *Journal of Public Economics* 60, 307-334.
- Kook, Joong-Ho (2007), “A Soft Budget Constraint Problem in Korean Local Public Finance”, [mimeo].

Oates, Wallace (2005), "Toward A Second-Generation Theory of Fiscal Federalism", *International Tax and Public Finance*, Vol.12, No.4, pp.349-373.

Tibout, C. M. (1956) " A Pure Theory of Local Expenditure, " *Journal of Political Economy*, Vol.64,No.5, pp.416-424.